

# 福島の復興・再生に向けた取組

2023年12月



復興庁

Reconstruction Agency

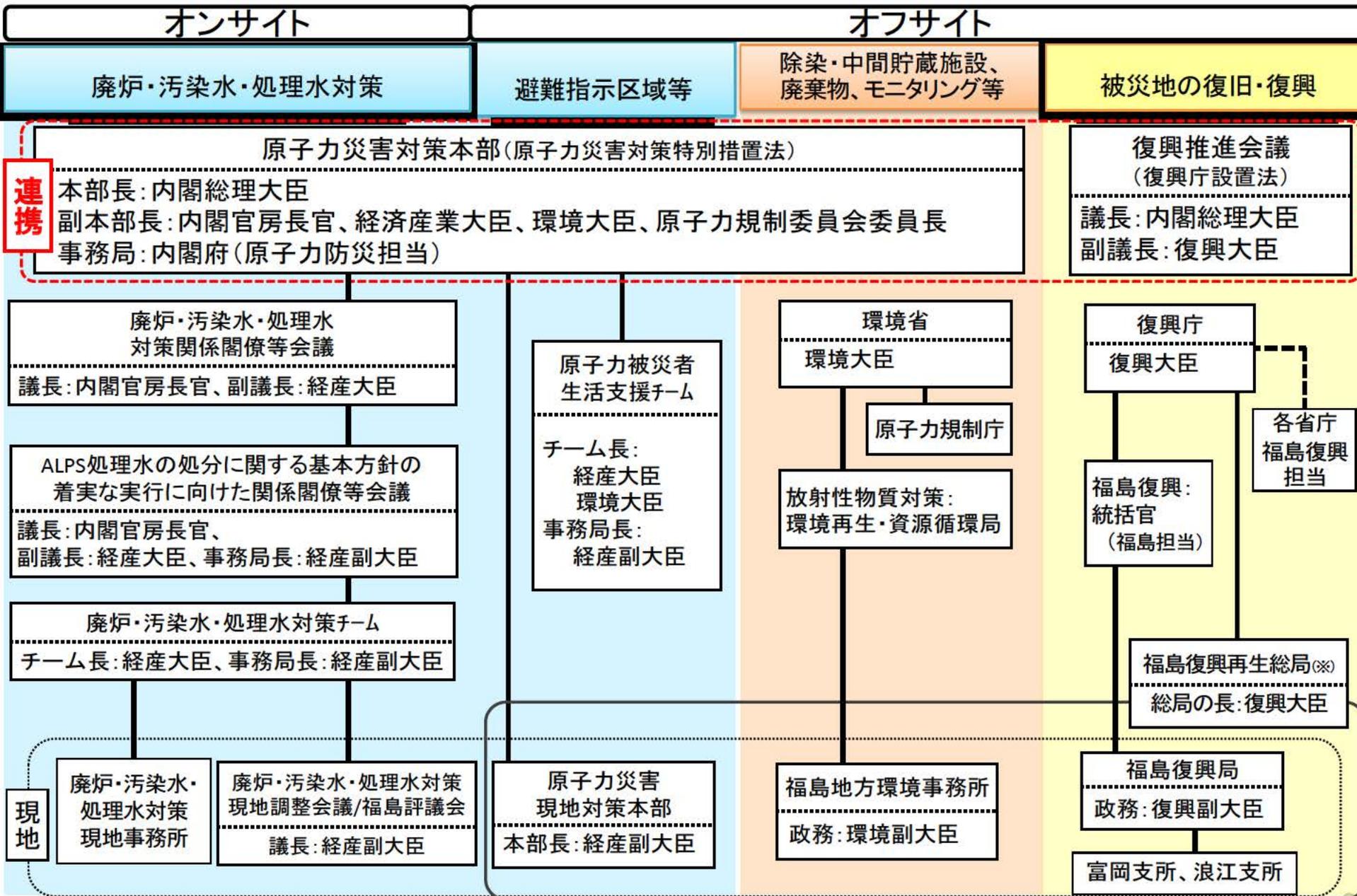
復興・創生 その先へ

# 目次

福島復興に係る政府の体制	.....P.2
避難指示区域に係る経緯	.....P.4
避難指示解除地域における生活環境整備	.....P.9
帰還困難区域の復興・再生	.....P.17
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	.....P.27
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	.....P.30
風評対策	.....P.40
福島復興関連法制度・予算	.....P.45

# 福島復興に係る政府の体制

# 福島復興に係る政府の体制



※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局(政務:農水副大臣)が追加。

# 避難指示区域に係る経緯

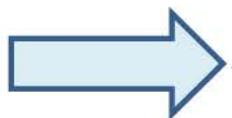
# 避難指示区域に係る経緯

## ①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- 警戒区域（福島第一から半径20km）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）  
【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）  
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」  
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

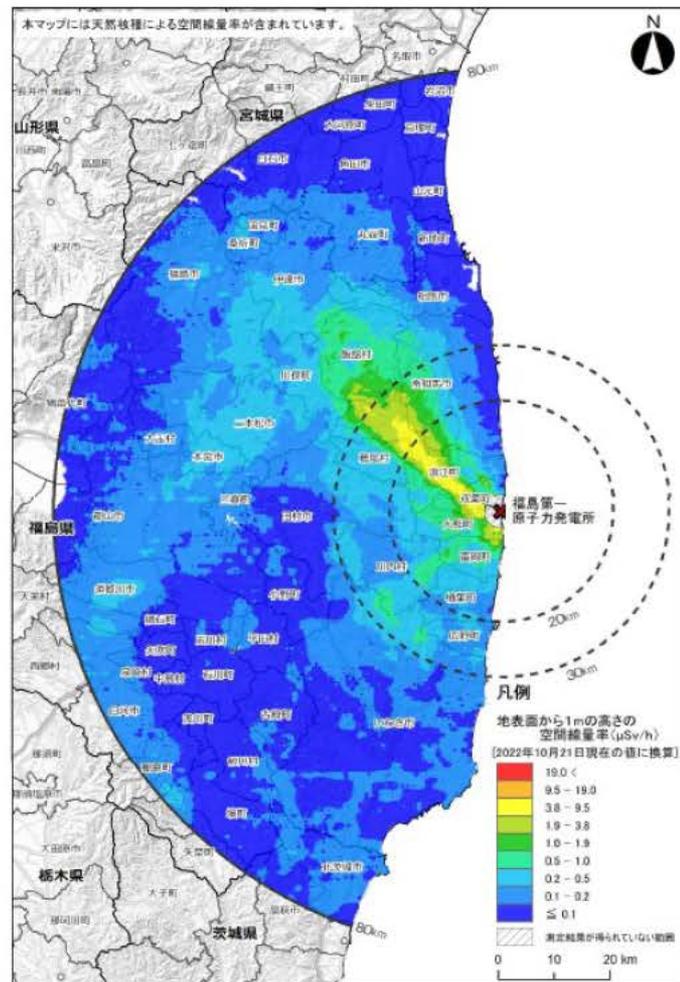
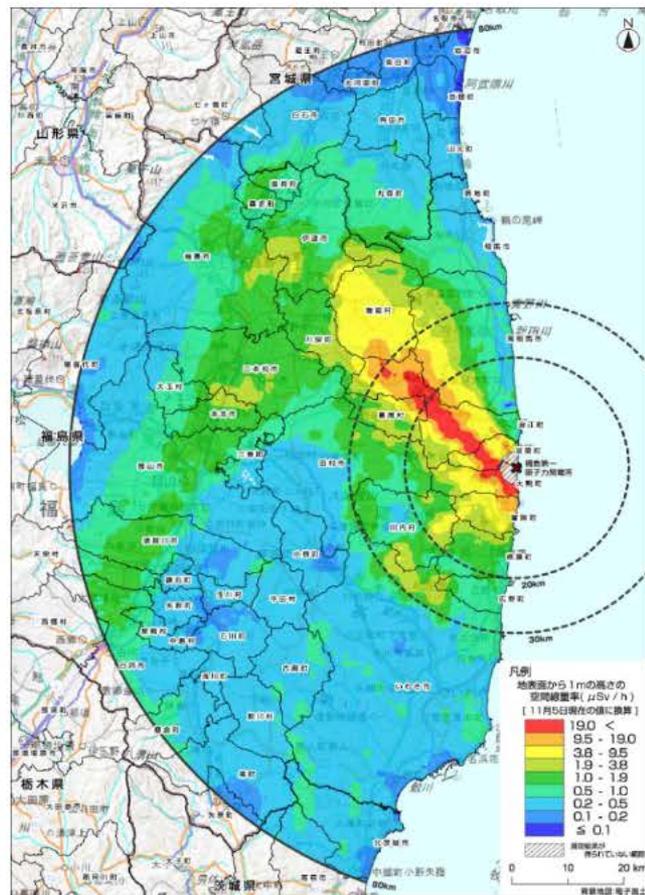
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



# 避難指示区域に係る経緯

## ②空間線量率平均の推移

○ 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



2011年11月5日時点の線量分布

2022年10月21日時点の線量分布

出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

# 避難指示区域に係る経緯

## ③避難者数・避難指示解除の状況

### 【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者  
約2.7万人(2023年8月時点)

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者  
約8千人(2023年4月時点)

6町村の帰還困難区域のうち  
特定復興再生拠点区域外

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

### 【避難指示解除の状況】

区域	時期	対応
避難指示解除準備区域・居住制限区域	令和2年3月まで	全ての区域での避難指示解除を完了
帰還困難区域 特定復興再生拠点区域 (葛尾村 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 飯館村)	令和2年3月	JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除
	令和4年6月	葛尾村及び大熊町で避難指示解除
	令和4年8月	双葉町で避難指示解除
	令和5年3月	浪江町で避難指示解除
	令和5年4月	富岡町(夜の森・大菅地区)で避難指示解除
	令和5年5月	飯館村で避難指示解除
	令和5年11月	富岡町(小良ヶ浜・深谷地区内)で避難指示解除
拠点区域外	令和3年8月	「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定
	令和5年6月	福島特措法改正が公布・施行 (「特定帰還居住区域」)
	令和5年9月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定

### 避難指示区域の概念図(2023年9月29日時点)



・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1792報:2023年6月12日)による。  
 ・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2023年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

## ○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

## ○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

# 避難指示解除地域における生活環境整備

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ①生活環境整備の最近の状況

- 医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備や、新たな住民の移住・定住の促進（「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など）に取り組んでいる。

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町  
24時間体制で地域の中核的な医療を担う  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町  
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所
- 2021年12月 小高診療所 開所
- 2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
- 2022年6月 浪江町 「ふれあい福祉センター」開設
- 2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

### 教育

小中学校再開：双葉町を除く11市町村で再開済  
新規開校など最近の動き：

- 2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校  
2020年4月「いいたて希望の里学園」開校  
2021年4月「川内小中学園」開校  
2022年4月「富岡小学校」  
「富岡中学校」開校



学び舎ゆめの森

- 2022年4月「檜葉小学校」開校  
2023年4月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開（8月～新校舎利用）  
2023年5月～ 双葉町で学校再開に向けた検討委員会開催

### 交通機関等

- 〔JR常磐線〕  
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設
- 〔常磐自動車道〕  
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕  
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通  
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通  
2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

### 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
- 2021年6月 南相馬市 復興工業団地 ロボコムアンドエフエイコム(株)工場 稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ピン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
- 2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
- 2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
- 2023年4月 双葉町 浅野燃糸「フタバスーパーゼロミル」開所

### 住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成  
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸うち431戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

### 買い物環境

- 2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
- 2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業
- 2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
- 2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

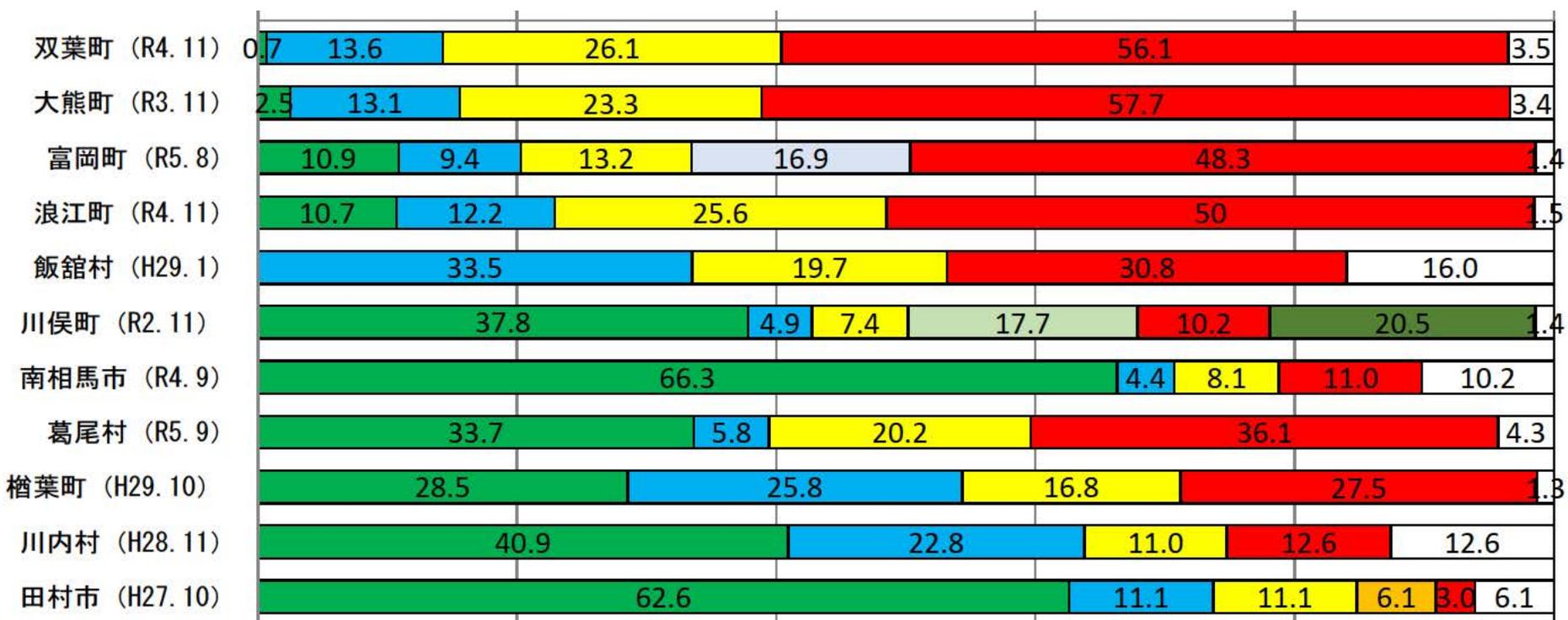


道の駅「なみえ」

②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

- 元の住居に戻っている
- 戻りたい
- まだ判断がつかない
- 町内の他地区に転居している
- 戻りたいが戻れない
- 市内に住みたい
- 戻らない
- 町外に転出している
- 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※( )内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

## ③福島再生加速化交付金

【令和6年度概算要求額 607億円（令和5年度予算額 602億円）】

### 事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島復興・再生を加速化する。

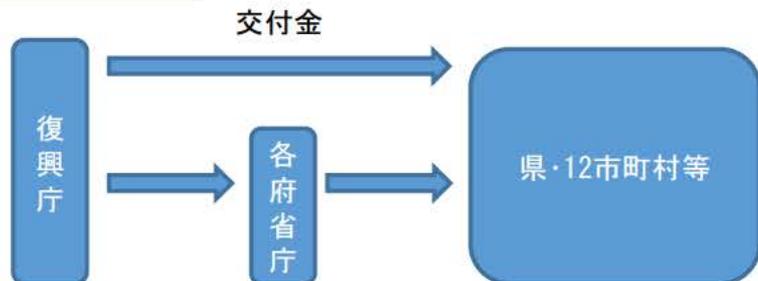
（参考）「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日）（抄）

福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立ち取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

#### (1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

#### (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化・生活拠点等の整備（福島復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等）</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等）</li> <li>・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等）</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援</li> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等）</li> <li>・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）</li> </ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等</li> <li>・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等）</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等）</li> <li>○ 新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li> <li>○ 市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援</li> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備</li> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li> </ul>

④ 移住・定住促進事業 (福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の内数)

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる**移住人材の確保が必要**。
- **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要**。

- ➡
- ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫(令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充)**
  - ② 福島12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**
  - ③ 移住関心層への直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金を給付(令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加)**

12市町村による取組事例

○ 住まいの確保への支援

移住者が居住を目的として空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

○ 相談体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

○ 移住体験ツアーの実施

移住後の生活をイメージできるようにするために移住体験ツアーを実施

ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するwebサイトとSNSを運用
- Webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開
- タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信
- 移住者が住まいを確保しやすくするために、空き家物件や家賃相場等の住まいに関する情報を発信

個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金を給付**

# (参考) # 未来 ワーク ふくしま

# 未来  
# ワーク  
# ふくしま

## 【Webサイト】

12市町村の仕事（移住者向けの求人情報）、暮らし（物件情報・住宅改修費補助など）、各種支援制度の情報に加えて、住宅の整備状況等をまとめた「住宅レポート」を配信。テーマ別では起業・開業の情報を充実。情報は今後も続々追加予定。

WebサイトURL : <https://mirai-work.life/>

求人案件



住まいの案内



起業・開業の支援



## 【SNS・メルマガ】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

<b>SNS</b>		
X(旧twitter)	instagram	facebook
		
@miraiwork_life	@miraiwork_life	mirai.work.fukushima

## メルマガ

毎月1日と16日  
に発信



# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑤福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【令和6年度概算要求額 63億円】  
【令和5年度当初予算額 80億円】

### 事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
  - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 主な事業例（国が全額支援）

#### ①生活環境の改善のための取組

##### ★ 公共施設・公益的施設の機能回復

- ・ 公共施設の点検  
避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



- ・ 公共施設の清掃  
児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



- ・ 公共施設の修繕  
避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

#### ②避難解除区域への帰還加速のための取組

##### ★ 生活関連サービスの代替・補完

- ・ 村内医療体制の拡充  
医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



##### ★ 地域のコミュニティの維持

- ・ 市外避難者への情報提供  
市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



##### ・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

#### ③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の

##### ★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

- ・ 除草  
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



- ・ 防犯パトロール、防犯カメラ  
避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



##### ★ 住民の一時帰宅支援

- ・ 一時帰宅バス等の運行  
自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など 15

## ⑥福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (平成27年7月30日策定、令和3年3月8日改定)

### 【平成27年提言策定】

平成27年、被災者が今後の見通しを得る一助とすべく、復興大臣の下に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、目指すべき30-40年後の地域の姿を示す提言「**福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言**」を策定した。その際進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和2年(2020年)を設定し、具体的な課題と取組を提示した。これに基づき「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を毎年開催し、本提言のフォローアップを行ってきた。

### 【令和3年提言改定趣旨】

中期的な目標年である令和2年(2020年)を迎え、**これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等を鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要**なことから、令和3年3月に本提言を見直した。見直しに当たっては、**本提言の実現に向けた具体的な課題と取組は、福島県作成の福島復興再生計画に継承**されることとなった。

※関連予算として、本提言実現のための調査事業  
(約0.9億円 令和5年度)がある

### 【福島12市町村の将来像に関する有識者検討会委員】

(令和3年3月)

- ◎ 大西 隆 東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授  
(都市工学。豊橋技術科学大学学長、  
日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会  
議委員歴任)
- 家田 仁 政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授  
内堀 雅雄 福島県知事  
大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役会長  
高島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長  
中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科  
(経済学系) 特任教授  
松永 桂子 大阪市立大学大学院経営学研究科准教授  
山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長  
(◎：座長、○：座長代理)

### 【令和3年提言】

本提言では、**移住・定住促進、交流・関係人口の拡大等の視点**を盛り込むとともに、**取り組むべき施策の選択と集中の観点**から、「**国内で選ばれる地域となるために努力すべき領域**」として**4分野**「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つ人材育成」、「復興に関する知見の体系化と活用」を提示した。

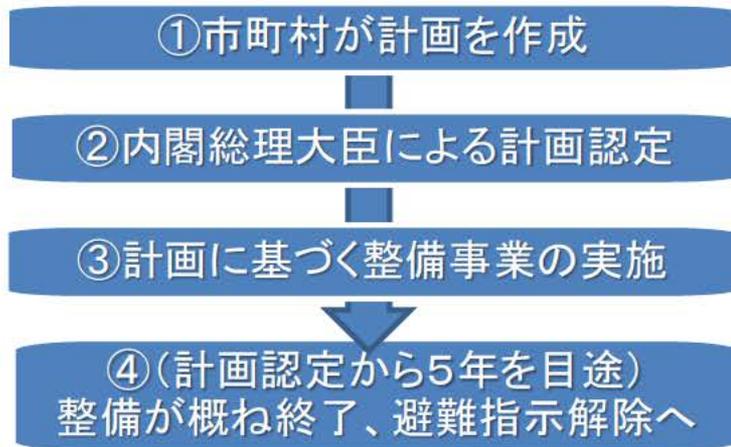
# 帰還困難区域の復興・再生

# 帰還困難区域の復興・再生

## ① 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

### 【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



### ■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減</li> <li>・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切</li> <li>・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模</li> </ul>
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確</li> <li>・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる</li> </ul>
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切</li> </ul>

### ■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

- **6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。**
- 昨年（2022年）には双葉町、大熊町、葛尾村において、  
本年（2023年）には浪江町、富岡町、飯舘村において、避難指示が解除。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

# 帰還困難区域の復興・再生

## ②特定復興再生拠点区域の整備

### 浪江町（2017年12月22日認定）



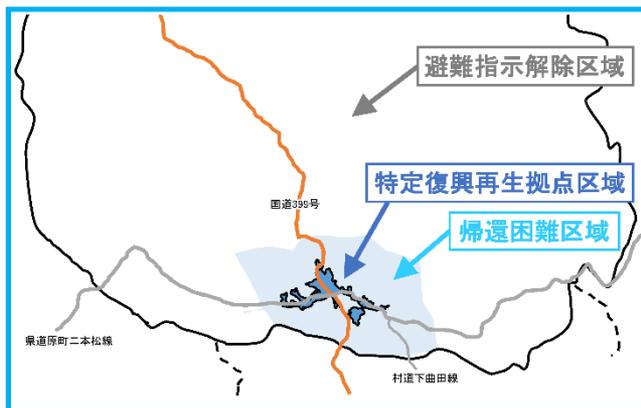
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月  
(2023年3月31日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

### 富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：  
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

### 飯館村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春  
(2023年5月1日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

### 葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春  
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

# 特定復興再生拠点区域の整備状況（2023年7月1日時点）

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況		
<b>双葉町</b> 2017.9.15認定	避難指示解除	○解除：2022.8.30
	施設整備等	○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2020.3.7開通 ○JR常磐線双葉駅：2020.3.14開業 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2018.3.30都市計画決定、2019.10.1着工
<b>大熊町</b> 2017.11.10認定	避難指示解除	○解除：2022.6.30
	施設整備等	○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2019.3.31開通 ○JR常磐線大野駅：2020.3.14開業 ○下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2020.6.1都市計画決定、2022.3.12着工
<b>浪江町</b> 2017.12.22認定	避難指示解除	○解除：2023.3.31
<b>富岡町</b> 2018.3.9認定	避難指示解除	○解除：2023.4.1（夜の森・大菅地区）、2023.11.30（小良ヶ浜・深谷地区内）
	施設整備等	○JR常磐線夜ノ森駅：2020.3.14開業
<b>飯舘村</b> 2018.4.20認定	避難指示解除	○解除：2023.5.1
	施設整備等	○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
<b>葛尾村</b> 2018.5.11認定	避難指示解除	○解除：2022.6.12

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除。
- 帰還困難区域についても、令和4年には葛尾村、大熊町、双葉町、令和5年には浪江町、富岡町、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



### (1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。（R3.8.31）

### (2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。（R2.12.25）

### 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

#### (1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

**2020年代**をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。  
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

#### (2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和5年6月9日公布・施行）

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣が認定**

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

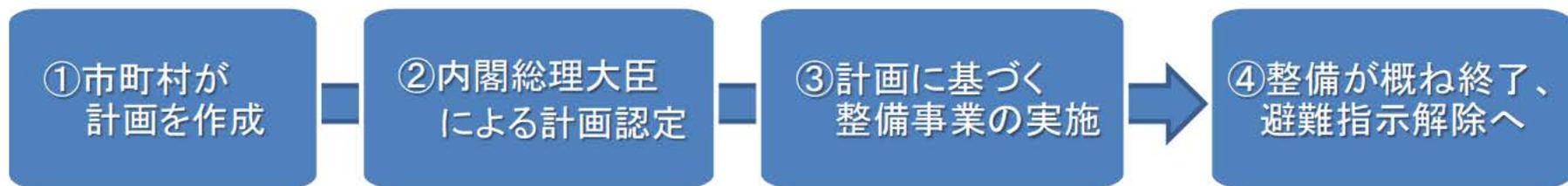
- (1) **除染等の実施(国費負担)**
- (2) **道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

# 帰還困難区域の復興・再生

## ④特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」(拠点区域)を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定(2021年8月)。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正(2023年6月)により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



### ■計画の認定基準(区域の条件)

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

### ■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

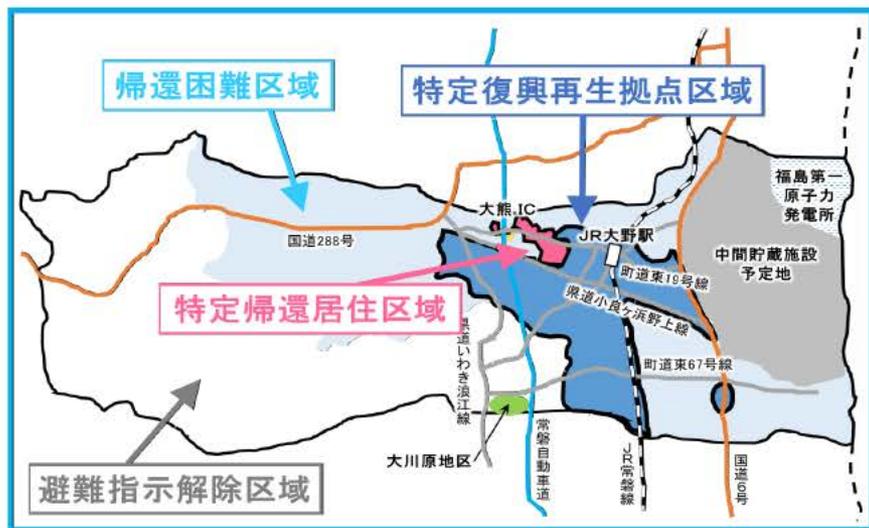
# 帰還困難区域の復興・再生

## ⑤特定帰還居住区域の整備

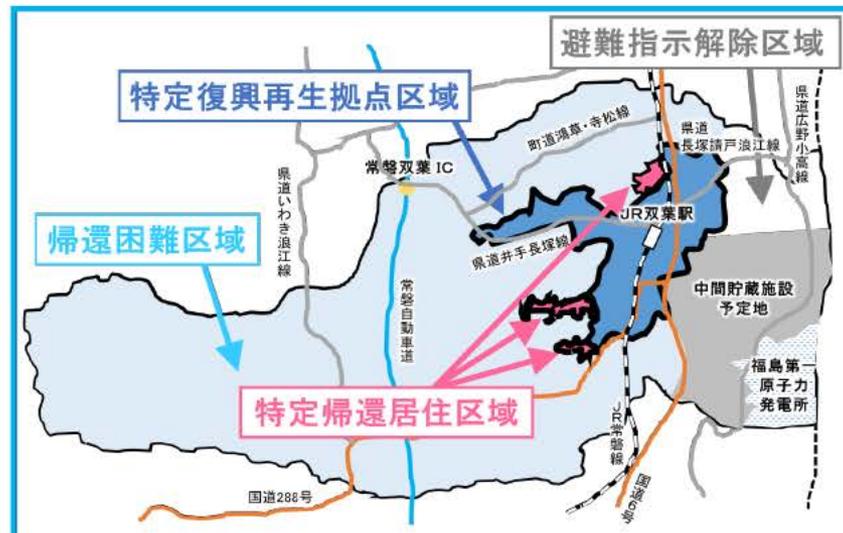
- 令和5年9月に、大熊町・双葉町の一部区域に係る計画を認定。当該計画に基づき、令和5年度内に先行的な除染に着手。
- 帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて、令和6年度内に本格的な除染が開始できるよう、計画の早期作成・改定に向けて、地元自治体と調整を実施。

### 認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画概要

#### 大熊町（令和5年9月29日認定）



#### 双葉町（令和5年9月29日認定）



- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
- ・ 対象区域：<sup>しものがみ</sup>下野上1行政区

- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
- ・ 対象区域：<sup>しものがつか</sup>下長塚行政区、<sup>さんあざ</sup>三字行政区

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

## ① 除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了**。  
 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施し、6町村の特定復興再生拠点区域※の避難指示が解除された。※一部の道路等を除く

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>



<除染特別地域(国直轄除染)>



■ 汚染状況重点調査地域に指定されている市町村  
■ 除染特別地域または汚染状況重点調査地域の指定が解除された市町村  
■ 除染特別地域内面的除染完了避難指示解除  
 除染特別地域  
 帰還困難区域  
 避難指示解除済み特定復興再生拠点区域(点・線拠点は非表示)

	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された



**産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組**

## ①福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、**構想を法律に位置付け**。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、**地域の復興を支える**ことを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、**将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく**。

### 取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

### 具体的取組

#### ①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

#### ②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

#### ③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- ・による来訪者の促進 等

#### ④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」を起点とする情報発信 等

### 重点6分野

#### 廃炉

##### 国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

#### ロボット・ドローン

##### 福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）



#### エネルギー・環境・リサイクル

##### 先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株) 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

#### 農林水産業

##### ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



#### 医療関連

##### 技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

#### 航空宇宙

##### 次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

②福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるように必要な予算を確保

福島国際研究教育機構(F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation  
(福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人)

理事長：山崎光悦(前金沢大学長)

理事長のリーダーシップの下で、研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境(国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備)
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
  - 地域の未来を担う若者世代
  - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画(R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



過酷環境に対応するドローン・ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化(農機制御システム)

【③エネルギー】

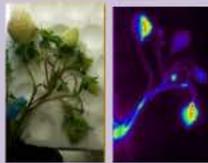
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



カーボンニュートラルの実現(バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造)

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

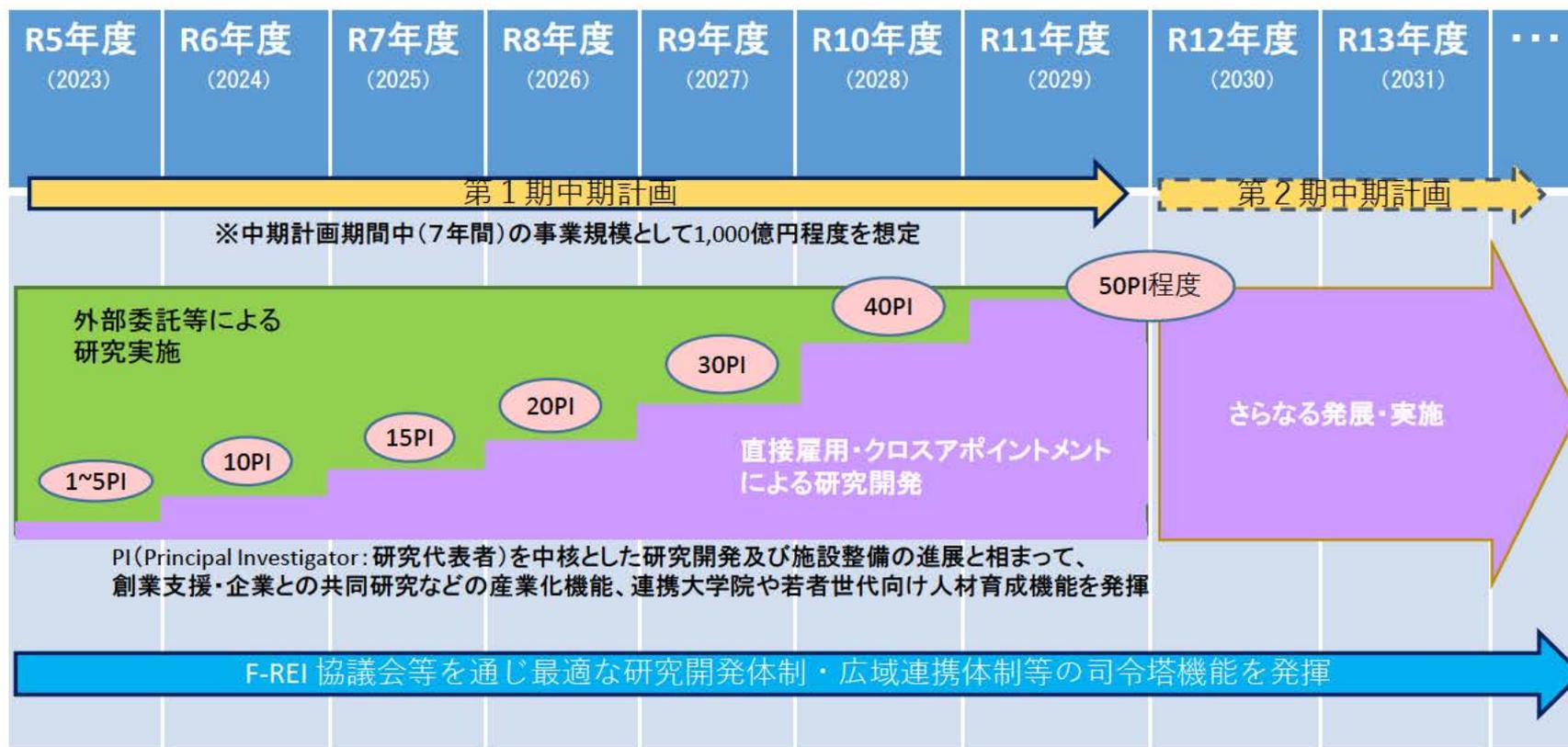
本部：ふれあいセンターなみえ内

本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

③F-REIロードマップ(イメージ)



施設整備

復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限りの前倒しに努める

- 施設基本計画のとりまとめ、都市計画手続き
- 基本・実施設計、用地取得 (用地取得予定面積: 概ね14ha)
  - 造成工事
  - 建設工事 → 竣工後順次供用開始

④福島国際研究教育機構関連事業 令和5年度予算額

福島国際研究教育機構関連事業（復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

令和5年度予算額 **146億円**  
（令和4年度予算額 38億円）

〔東日本大震災復興特別会計 145億円  
一般会計 1億円〕

事業概要・目的

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、令和5年4月に「福島国際研究教育機構」を設立する。
- 機構は、「創造的復興の中核拠点」として、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる拠点となることを目指す。
- このため、令和5年度概算決定において、法人の運営（体制整備、研究開発事業等の実施）等に必要な予算を計上するとともに、施設整備に向けた取組を実施する。

期待される効果

- 福島国際研究教育機構を設立し、業務を円滑かつ着実に開始することで、福島や東北の復興及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に早期に貢献する。
- また、機構の本施設竣工前から研究開発等を実施することで、研究成果の社会実装・産業化を迅速に進めることが可能となり、一日も早い復興の実現に資する。

資金の流れ

【法人運営等、研究開発・産業化・人材育成】



【施設整備に向けた取組】



事業イメージ・具体例

- (1) 法人運営等 17億円
  - ・ 機構の体制整備
  - ・ 事務所等の運営管理
  - ・ 新産業創出等研究開発協議会の開催による司令塔機能発揮 等  
※一般会計計上の法人運営費含む
- (2) 研究開発事業等（研究開発・産業化・人材育成）126億円
  - ・ 研究開発及びその環境の整備
  - ・ 産業化に向けた産学連携体制の調査・設計等
  - ・ 研究アウトリーチ活動の一環としての「出前授業」等の実施 等
- (3) 施設整備に向けた取組 3億円
  - ・ 施設整備の前段階として建築物の諸機能等の整理
  - ・ 用地取得・設計・工事に必要な調査 等



研究領域

【①ロボット】

廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能となるよう、ロボット等の研究開発を行う。

【②農林水産業】

スマート農業やカーボンニュートラル等を通じた地域循環型経済モデルの構築を目指し、超省力・低コストな持続性の高い農林水産業に向けた実証研究を行う。

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とするため、水素エネルギーネットワークの構築や、ネガティブエミッション技術の研究開発を進める。

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】  
オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び超大型X線CT装置等を中心とした技術開発による放射線の産業利用を実現する。

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】  
自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する。

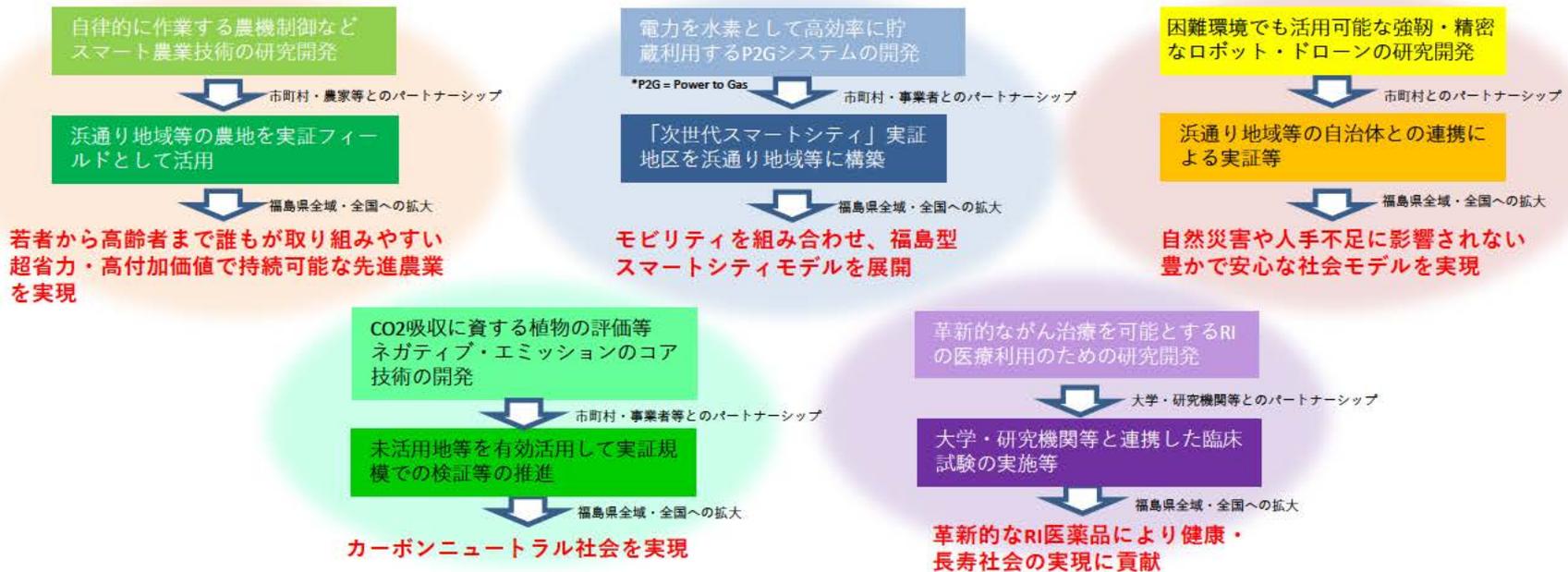
また、原発事故被災地域における機構を核とした復興まちづくりを進め、活力ある地域づくりにつなげる。

⑤F-REIを核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について

(基本的考え方)

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

(機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例)



...  
など

# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ⑥F-REI協議会(新産業創出等研究開発協議会)について

### ○福島復興再生特別措置法 <抄>

第109条 機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に関し必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会（以下この条及び次条第一項第七号において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 機構
- 二 福島県知事
- 三 大学その他の研究機関
- 四 関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

(中略)

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

### ○福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日 復興推進会議決定）<抄>

機構は、新産業創出等研究開発基本計画において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、協議会を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に発揮する。その際、機構のリーダーシップの下で、既存施設や大学等の各機関が福島において取り組む新たな産業の創出等に資する研究開発に関する計画等を持ち寄り、協議会での議論を通じて、研究開発力を結集するための目標やビジョンの共有を図る。

### 協議会の構成員

(法定メンバー) F-REI、福島県知事  
(大学その他の研究機関) 福島大、福島医大、会津大、福島高専、AIST、NARO、QST、JAEA、NIES  
(関係行政機関) 復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府  
(福島の関係市町村長) 浜通り地域等の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の長  
(その他) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

### ○協議会の協議事項

- 研究開発、産業化、人材育成に関する事項
- 広域連携に関する事項
- 制度や運用の改善に関する事項
- その他新産業創出等研究開発等施策に関し必要な事項

### ○開催実績

- 令和5年5月10日 第1回協議会 開催（大熊町）  
・ワーキンググループの設置の決定、F-REIの今後のスケジュール等を報告、意見交換
- 令和5年9月27日 第1回広域連携ワーキンググループ 開催（楡葉町）  
・F-REI及び各市町村等の広域連携に関する取組について意見交換



第1回協議会の様子

⑦福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢269人（このうち国の職員は45人。2023年9月末時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,800の商工業者及び約2,600の農業者を個別訪問する（2023年9月末時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長  
(相双機構理事長)

北村 清士 (株式会社東邦銀行 顧問)

体制

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人  
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県

原子力災害対策本部

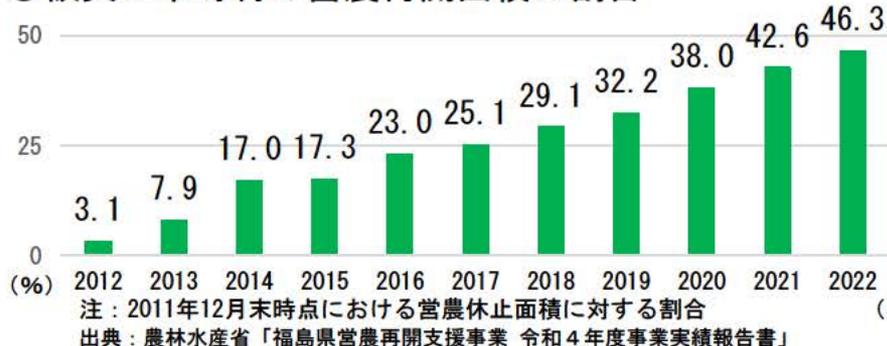
(独)中小企業  
基盤整備機構

# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ⑧福島県の農林水産業の再生について

- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援し、12市町村の営農再開面積は約5割。これまでの取組に加え営農再開の加速化に向け、令和3年の福島特措法施行により、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の促進等のための措置を整備。IT技術等を活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の創出を推進。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)を平成25年度から実施。「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材の安全証明体制構築のため放射性物質検査体制の構築やバーク(樹皮)の有効利用を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。
- 水産業分野：漁港の復旧は完了。福島県漁業者は平成24年から開始した試験操業を、令和3年3月に終了し、同年4月から本格操業への移行に向けて、水揚量の回復を図っているところ。試験操業の対象の魚種・漁法の水揚げは原発事故前の2割程度。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果などを踏まえながら、漁獲量の増大など本格操業への移行を支援。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援。

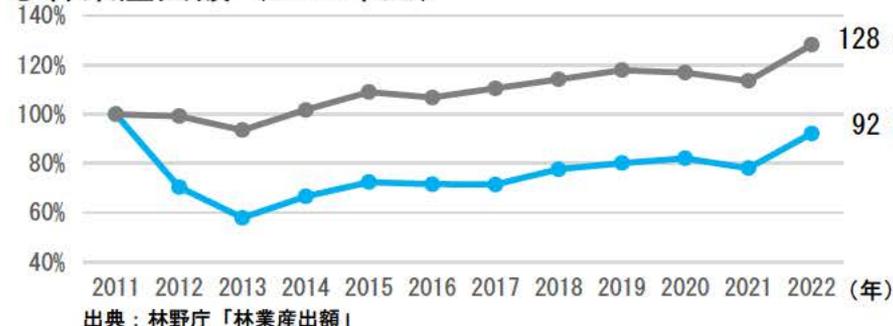
### ○被災12市町村の営農再開面積の割合



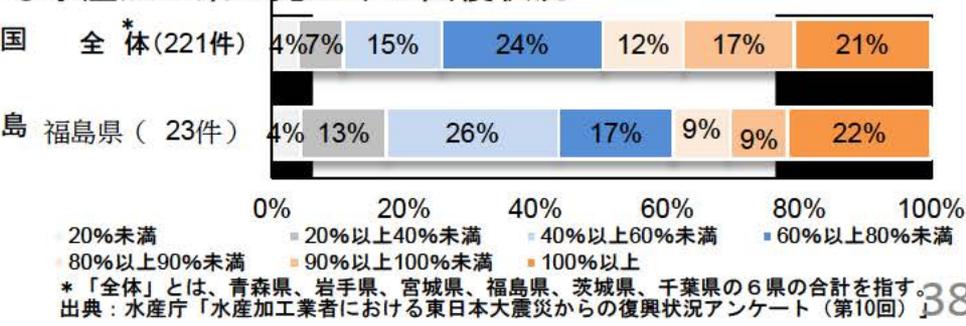
### ○福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



### ○林業産出額（2010年比）



### ○水産加工業の売上げの回復状況



⑨里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせて実施することで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

対象

対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山  
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



例：キャンプ場



例：遊歩道

対象地域

除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせて実施する。

除 染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



その他

- これまでに6市町村・10か所を採択、事業を実施中  
※里山再生モデル事業も含めれば、16市町村・21か所で実施。

# 風評対策

# 風評被害対策

## ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

### 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。

# 風評対策

## ②原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース

### 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（風評対策タスクフォース(TF)）

- ▶ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評影響が根強く残る中、引き続き風評払拭に向けて、関係省庁においては全力で取り組む必要がある。そのため、復興大臣の下、関係府省庁からなるタスクフォースを開催し、的確なフォローアップ等を行い、より効果的な施策の実施につなげる
- ▶ 構成員：復興大臣、両復興副大臣、関係省庁局長級（復、内閣府、消、外、文、厚、農、経、国、環、規、防）

令和3年4月22日 復興大臣から各省庁へ4つの指示

8月20日 各省検討結果の取りまとめ

指示事項に応じた政府横断的な情報発信策「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」

令和4年4月26日 復興大臣から各省庁へ5つの指示

令和5年4月13日 風評影響調査の結果及び対応策検討

令和5年8月25日 処理水の処分に伴う風評払拭にむけた復興大臣から各省への5つの指示

### 復興大臣からの各府省庁への5つの指示（令和5年8月25日 風評対策タスクフォース）

1. 海洋放出に当たっては、客観性・透明性の担保されたモニタリングを含め、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針』の実行と今後の取組について」に則り、安全かつ着実に処分を行うことを徹底しつつ、ALPS処理水の安全性やその処分の必要性、加えて、強化・拡充したモニタリングの結果など、最新の情報を様々な媒体を活用して国内外に遅滞なく、かつ、わかりやすく発信すること
2. 関係省庁間で地元とも連携してイベント・フェア等を実施し、インバウンドを含めた消費者や事業者に対して、ALPS処理水の安全性とともに地元産品や地域の魅力を効果的に発信すること
3. 地元産品の魅力を国内外に余すことなく発信するとともに、海外市場へのトップセールスなどを通じて、国内消費の拡大、新たな海外市場の開拓等を図ること
4. 処理水放出に伴い輸入規制の強化が行われないう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、ハイレベルでの働きかけなどあらゆる機会を捉えて、政府一丸となって取り組むこと
5. 風評影響の懸念等に対する不安への対処に万全を期すため、今後の状況に応じて臨機応変な対策を講じること

## ③ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ(概要)

### 考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらおう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

### 施策(概要)

#### 1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

##### (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

##### (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合に応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトの新設、バナー広告を展開 等

##### (3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

##### (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホープツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

##### (5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

#### 2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

##### (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

##### (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

##### (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

#### 3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

##### (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

##### (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

##### (3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関(IAEA、OECD/NEA)と緊密に協力した情報発信

##### (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

##### (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

#### 4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

##### (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

##### (2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

##### (3) 風評構造の分析

- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議(前掲)での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

- ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」をはじめとした地元産品や地域の魅力、福島復興の現状について、様々な媒体等を活用し国内外に向けて情報発信。（令和5年度予算額9.5億円）

### <国内向け情報発信>

#### ① ALPS処理水、放射線の健康影響に関する動画の配信

ALPS処理水等について、小学生にも分かりやすい動画を広告配信。

#### ② 福島の食や旅の魅力をテーマとした動画の配信

インフルエンサー等（リュウジ、土佐兄弟、さかなクン、あばれる君、ロバート・馬場、はっしーさん）を活用し地元産品の魅力や安全性、地域の魅力を伝える動画を広告配信。

#### ③ 出前授業

国内の8中高校に職員を派遣し、復興の現状、ALPS処理水、風評の影響等について出前授業を実施。

#### ④ 首都圏・近畿圏におけるTV番組の放送

福島県浜通りの魅力を伝える特番（東野幸治、佐久間宣行、ゴー☆ジャス出演）を9月18日に首都圏及び福島県で、10月9日に関西圏で放送。

#### ⑤ FMラジオ番組の放送

福島で活躍する人物、地元産品の魅力などに焦点を当てた番組を7月から月2回放送。

#### ⑥ 福島県における親子釣りイベント

「常磐もの」の魅力や安全性を親子に発信する親子釣り大会を7～8月と10月に実施。

#### ⑦ 魅力発信イベント・フェア

首都圏等において、「三陸・常磐もの」の魅力や安全性等を発信するイベント・フェアを開催。

【動画実績】

- ・ 30本
- ・ 1,946万回再生



ALPS処理水に関する動画



浜通りの魅力を伝える特番



親子釣り大会

### <海外向け情報発信>

#### ① 海外紙での記事広告

福島復興の現状、ALPS処理水、食・観光の魅力に関して、アジア、欧米の新聞で記事広告を展開。

#### ② 福島の復興の現状、ALPS処理水、食・観光に関する動画の配信

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」に掲載するとともに、英・中・韓などの複数言語で広告配信。

#### ③ 福島の復興の現状や魅力を発信するイベントの開催

東南アジアにおいて、在外公館やJETRO等と連携して、地元産品や観光などの魅力を発信するイベントを開催。

#### ④ 外国人モニターツアー

東アジア・東南アジアを対象とした、福島復興の現状や地域の魅力を発信するツアーを実施。

【動画実績】

- ・ 21本
- ・ 3,258万回再生



ALPS処理水に関する動画



東南アジアでのイベント

# 福島復興関連法制度・予算

# 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

## 基本姿勢及び各分野の取組

### 1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
    - ・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続
  - **被災者支援**(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)
    - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
  - **子どもの支援**(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)
    - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- (※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
    - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
    - ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
  - **産業・生業**
    - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
    - ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
  - **地方創生との連携強化**
    - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

### 事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度  
 ※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

### 2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要  
 ⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
  - ・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
  - ・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論
- **環境再生に向けた取組**
  - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
  - ・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
  - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
  - ・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
  - ・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
  - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **国際教育研究拠点の整備**
  - ・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進
- **事業者・農林漁業者の再建**
  - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
  - ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

### 組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転  
 ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

## 目的

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

## 基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

### 福島復興再生基本方針（閣議決定）

#### 福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島の復興及び再生）

原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

### 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

### 原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

### 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

# 福島復興再生基本方針の概要 [令和5年7月28日閣議決定]

## <福島復興再生基本方針の改定>

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、令和5年7月28日に4度目の改定）
- 令和5年6月に施行された改正福島特措法において、特定避難指示区市町村の長は、「福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる」（改正後の法第17条の9第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

## <改定後の各取組の概要> ※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度</li> </ul>
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、<b>特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外</b>の帰還困難区域に係る取組</li> </ul>
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等のいじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア</li> </ul>
● 原子力災害からの産業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等</li> </ul>
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、<b>新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立</b>、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等</li> </ul>
● 関連する復興施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用</li> </ul>
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等</li> </ul>

## 法の内容等

- 被災者<sup>(1)</sup>の不安の解消、安定した生活の実現のため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を規定
    - (1) 一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれに準ずる者
  - 政府は、支援対象地域<sup>(2)</sup>、被災者の生活支援等に関する基本的な事項等を定める「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(基本方針)を定める
    - (2) 放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが、一定の基準以上である地域
  - 政府は、放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直す
- ※ 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行

## 基本方針の内容等(平成25年10月閣議決定、平成27年8月改定)

- 支援対象地域に関する事項
  - ・ 当初、放射線量の年間積算量が**20mSvを下回るが相当な線量が広がっていた地域**について、支援施策を網羅的に行うべきとし、**福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)**を支援対象地域と規定
  - ・ 改定の際、線量は大幅に低減しているが、避難先等への居住、元の居住地への帰還について被災者が判断するためには一定の期間を要するため、**当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしない旨規定**
- 被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項  
被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、**関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を取りまとめ、公表することを規定**

## 支援施策の概要

- ・放射線による健康への影響調査(県民健康調査)
- ・住宅確保の支援(公営住宅の入居円滑化措置)
- ・移動の支援(原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置)
- ・子どもの就学等の援助・学習等の支援(福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業)等

